

寝屋川市塵芥車広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、寝屋川市広告掲載要綱（平成18年12月1日制定。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、要綱及び寝屋川市広告掲載基準（平成18年12月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、寝屋川市が所有する塵芥車への広告掲載について必要な事項を定め、もって寝屋川市の自主財源の確保に資することを目的とする。

(掲載主体に係る基準)

第2条 基準第4条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、広告を掲載することができないものとする。

- (1) 寝屋川市に納付すべき市税を滞納している者
- (2) 過去に社会的信用失墜行為があり、又は現に社会的信用失墜行為となるおそれがある行為があった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(掲載位置及び掲載方法)

第3条 掲載位置及び掲載方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1枠の大きさ 縦80センチメートル、横160センチメートル程度
- (2) 掲載位置 車体側面（左右合計2面）とする。
- (3) 掲載方法 広告掲載する図案（以下「図案」という。）を施したラッピングフィルム、カッティングシート等再剥離が可能で、かつ、走行中に離脱しない素材（以下「ラッピングシート」という。）を貼り付ける方法で行い、車体塗装による方法を行わないものとする。
- (4) 広告掲載料 車両1台当たり月額8,000円

(掲載期間)

第4条 掲載期間は、1か月を単位とする。ただし、年度の末日を超えて掲載することはできない。

2 広告の貼付及び撤去は、掲載期間として認めた期間内に行うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 要綱第8条に規定する申込書は、寝屋川市塵芥車広告掲載申込書とする。

2 広告の掲載を希望するものに対しては、掲載期間の初日の1か月前までに申し込むよう求めるものとする。

3 第1項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、証明書等については、当該申込書の提出日前3か月以内のものとする。

- (1) 図案（カラーA3版の大きさに縮小したもの）
- (2) 納税証明書（市税の納付状況を示す書類（完納証明））
- (3) 事業等の概要を記した書類
- (4) 法人にあっては、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- (5) 法人以外の団体にあっては、規約並びに参加企業及び店舗等一覧表の写し又はこれらに相当する文書

（掲載の決定）

第6条 要綱第14条に規定する掲載決定通知書及び非掲載決定通知書は、寝屋川市塵芥車広告掲載決定通知書及び寝屋川市塵芥車広告非掲載決定通知書とする。

（掲載期間の延長）

第7条 掲載期間を延長しようとするものに対しては、掲載期間終了日の2週間前までに、寝屋川市塵芥車広告掲載期間延長申込書により申し込むよう求めるものとする。

2 前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、延長を決定したときは寝屋川市塵芥車広告掲載期間延長決定通知書により、延長しないことを決定したときは寝屋川市塵芥車広告掲載期間延長不可決定通知書にその理由を付して、当該申込みをしたものに通知するものとする。

（広告掲載料の納入）

第8条 要綱第16条の規定により、第6条の掲載決定通知書を受けた者（以下「広告掲載者」という。）に対しては、広告掲載料を指定された期日までに、一括で前納するよう求めるものとし、前条の延長決定通知書を受けた者に対しても同様とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告の作成基準）

第9条 広告の作成基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図案は、道路交通及び車両運行上、支障とならないよう配慮すること。

- (2) ラッピングシートには、著しい発光、蛍光又は反射の効果を有する材料等を使用しないこと。
- (3) ラッピングシートを車体に貼り付けるために使用する接着剤は、再剥離が可能で車体塗装を損傷させることのないものを用いること。
- (4) 広告掲載者は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負うことに留意すること。

(広告の作成及び修復等)

第 10 条 図案及びラッピングシートの作成並びに塵芥車への広告の貼付については、全て広告掲載者の負担により行うものとする。

2 寝屋川市の責めに帰すべき事由により、車体への貼付後の広告に毀損が生じたときは、寝屋川市が経費を負担して修復を行うものとし、色あせなど経年劣化に起因するものについては、寝屋川市の経費負担による修復の対象とはしないものとする。

3 前項の毀損が生じた場合、寝屋川市は広告掲載者に対し、同項の修復を除き、損害の賠償その他一切の負担を負わないものとする。

(広告を掲載した塵芥車の運行範囲及び運行日)

第 11 条 広告を掲載した塵芥車の運行範囲及び運行日については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運行範囲は、寝屋川市が直営により一般廃棄物を収集・運搬する地域内における当該塵芥車が担当する区域とする。
- (2) 運行日は、年末年始の休業日並びに道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 48 条の定期点検、同法第 58 条の自動車の検査及び架装部の年次点検に要する日を除く月曜日から金曜日までとする。

(車両故障等により運行が不可能となった場合の措置)

第 12 条 広告を掲載した塵芥車が車両故障等により運行が不可能となった場合は、当該運行が不可能になった期間と同じ期間分広告掲載期間を延長するものとする。

(掲載満了時における措置)

第 13 条 掲載満了時における塵芥車からの広告の撤去については、全て広告掲載者の負担により行うものとする。

(掲載の取消し)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載に係る決定を取り消すものとする。

- (1) 広告掲載者が第 2 条に規定するものに該当することとなったとき。
- (2) 広告掲載の作業が指定する期日までになされないとき。
- (3) 広告掲載者が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (4) 広告を掲載するに当たり、特に支障があると認めたとき。

2 前項の規定による取消しをした場合において、既に広告が掲載されているときは、当該広告を撤去するものとする。この場合において、当該撤去に要する費用は、全て広告掲載者の負担とする。

(原状回復)

第 15 条 前 2 条の広告の撤去により、車体又は塗装に毀損が生じたときは、広告掲載者に対し、原状に回復するよう求めるものとする。

(委任等)

第 16 条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。